

# 子育て支援の各種制度を

## ご利用ください

### 一時保育



#### 対象児童

保護者の疾病や出産、事故等で、緊急・一時的に保育ができなくなった児童が対象です。

また、保護者の育児等による負担解消などの私的な理由でも利用できます。

#### 保育時間及び期間

昼間のみの利用で、その理由により必要となる期間

#### 利用方法

希望する保育園に直接お申込みください。  
※下記以外の保育園でも、自主的に一時保育を実施しています。  
実施の有無については、各保育園にお問い合わせください。

保護者の疾病などのために、緊急・一時的に子どもの保育ができなくなった場合に、昼間のみ子どもを預かり、保育します。

#### ●実施園及び利用料金（おやつ代等、別途料金が必要になる場合があります）

保育所名	電話番号	時間	利用料金
鹿屋地区	松下保育園 (西原1丁目)	0994-42-2769	8:00～18:00 4時間以内=1,000円/日 超過1時間=200円
	高隈保育園 (上高隈町)	0994-45-2039	7:30～18:00 1日=0歳:2,000円 1～2歳:1,600円 3歳以上:1,000円
	光華保育園 (花岡町)	0994-46-3764	8:30～17:30 1時間=0歳:350円 1～2歳:300円 3歳:250円 4歳以上:200円
	わかば保育園 (寿4丁目)	0994-44-5234	8:00～17:00 午前=1,000円 午後=1,000円
串良地区	ひばり保育園 (串良町細山田)	0994-62-3377	7:00～18:00 4時間以内=1,000円/日 4時間超=2,000円/日 ※1歳3か月未満児の預かり時間 8:30～17:30
	洗心保育園 (串良町有里)	0994-63-9192	7:30～18:30 半日=1,000円 1日=2,000円
	ふたば保育園 (串良町下小原)	0994-63-2620	7:10～18:40 4時間以内=1,000円/日 超過1時間=0～3歳:250円 4～5歳:200円

### シヨイトステ



#### 対象児童

保護者の疾病や仕事、冠婚葬祭などで、緊急に保育ができなくなった児童が対象となります。

#### ●実施場所

##### ◇2歳未満の児童

鹿屋乳児院(寿8丁目)  
☎0994-42-2531

##### ◇2歳以上の児童

大隅学舎(西原2丁目)  
☎0994-43-6229

#### ●時間及び期間

24時間体制で、原則1週間まで(延長可)

#### ●利用方法

子育て支援課又は各総合支所市民生活課で、利用申請をしてください。  
※利用児童の保険証の写しが必要です。

#### ●利用料金（1日あたり）

区分	保護者負担金	
	2歳未満の児童	2歳以上の児童
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
市民税課税世帯	5,350円	2,750円

保護者の急な疾病などで緊急に児童の保育ができなくなった場合に、鹿屋乳児院又は大隅学舎で一定期間子どもを預かり、保育します。



### 子ども手当



4月1日から「児童手当」に代わり「子ども手当」が始まりました。  
中学校3年生までの子どもを養育している人に支給します。  
所得制限はありません。

#### ●手当額

一人当たり

月額13,000円

#### ●申請手続きの必要な人

- 所得超過により、児童手当を受給していない人
  - 児童手当未受給者で中学生までの子どもがいる人
- ※公務員は、勤務先での申請が必要です。

#### ●申請手続きの必要のない人

現在、鹿屋市から児童手当を受給している人

※受給世帯に中学2・3年生がいる人は「額改定申請」が必要です。

#### ●請求者

家計の主宰者(生計を維持している人)

#### ●必要書類

申請者本人の預金通帳のコピー

※口座名義・金融機関名・支店名・口座番号が確認できる箇所をコピーしてください。

※申請者名義の口座に限り

#### ●申請期限

9月30日(木)

#### ●申請受付窓口

○子育て支援課(1階⑧番窓口)

○各総合支所市民生活課

※6月30日までは、1階ロビー子ども手当特設会場  
で受け付けています。

#### ●受付時間

8時30分～17時(土・日・祝日を除く)



#### ●支払時期及び手当内容

支払時期	支払対象(手当内容)
平成22年6月	平成22年2月・3月分(児童手当)
	平成22年4月・5月分(子ども手当)
平成22年10月	平成22年6月・7月・8月・9月分(子ども手当)
平成23年2月	平成22年10月・11月・12月・平成23年1月分(子ども手当)

平成22年4月1日以降に出生、又は鹿屋市に転入した人は、新たに子ども手当の対象になり、出生又は転入した日から15日以内に申請が必要です。  
もし、15日を過ぎると受給できない月が発生することがありますので、ご注意ください。

### 乳幼児医療費助成金

小学校就学前の乳幼児にかかる医療費のうち、保険診療にかかると自己負担額を助成します。

乳幼児の医療に要した費用のうち、保険診療にかかると自己負担額を助成します。

事前に受給者の登録が必要です。

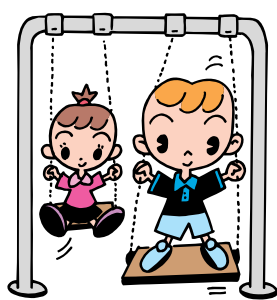
#### ●助成額

3歳未満⇒全額助成  
3歳～小学校就学前⇒月額3,000円を超える額を助成

#### ●申請方法

健康保険証、受給資格者証を提示し、「自己負担額支払明細票」を医療機関等へ提出してください。

○「自己負担額支払明細票」は、各医療機関等の窓口にも置いてあります。



受診月	受診月の翌月	受診月の翌々月	月末振込
○個票の提出 ○受給資格証の提示 医療機関等の窓口	10日まで ○個票の審査・集計 ○市町村へのデータ送付 県国保連合会	支給額の決定 市	

※助成金の振込は、受診月の2か月後の月末になります。